

尿中に馬尿酸として排泄される食品中の物質

環境・健康

有機溶剤健康診断での尿中馬尿酸の量の検査に関し、労働基準局長通達（基発第463号、平成元年8月22日）では、『尿中の馬尿酸の量は、いちご、すもも等の果実摂取や安息香酸を含有する清涼飲料水等の摂取によっても変動することがあるので、検査の際には、これらの摂取状況を確認することが必要であること。なお、摂取したことが明らかである場合には、別に適切な日を選んで実施することが望ましいものであること。』とされています。

図.1に、トルエンの代謝と馬尿酸関連物質の代謝を、表.1に、尿中に馬尿酸として排泄される食品中の物質を示しました。尿中馬尿酸の量の検査値への影響等については、表.1の関連情報（Kes Information）を参照ください。

図.1 トルエンの代謝と馬尿酸関連物質の代謝

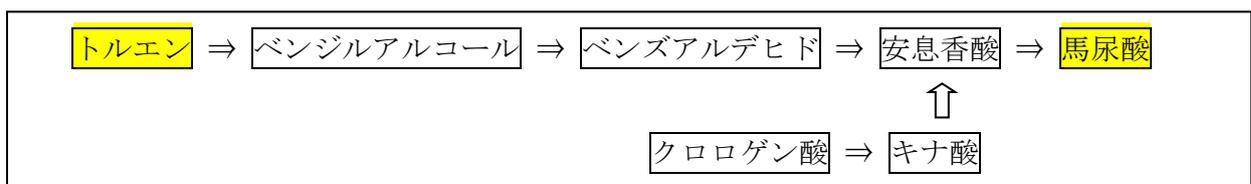


表.1 尿中に馬尿酸として排泄される食品中の物質

物質	食品	関連情報（Kes Information）
ベンジルアルコール	食品添加香料	No.57、No.80
ベンズアルデヒド	食品添加香料、梅加工食品、キウイフルーツなど	No.57、No.80、No.82、No.85
安息香酸	食品添加保存料（清涼飲料水等）、総合感冒薬、あんず、ふくじん漬け、きなこ、桂皮、発酵乳、乳製品（チーズ）など	No.32、No.57、No.79、No.84、No.245、No.246
馬尿酸	牛乳、スキムミルク	No.245
キナ酸	クランベリー、キウイフルーツ、プルーン（スモ）など	No.56、No.81
クロロゲン酸	コーヒー	No.83

kes サポート

課題	kes サポート
尿中馬尿酸の検査値に影響する食品の摂取	情報の提供など
作業者のトルエンのばく露状況の調査	尿中トルエン、血中トルエンの検査
	個人ばく露モニタリング（トルエン）